

趣 意 書

我が国は、地震をはじめ、津波、台風等による風水害、豪雪害など自然災害を受けやすい国土にあり、公共施設も、毎年、全国各地で大きな被害を受け、地域社会に多大な影響を与えております。とりわけ、地域社会の維持安定に欠かせないライフラインの一つである農業集落排水施設が甚大な被害を受け、それが長引くときにあっては、地域に与える打撃は大きく、地域社会の安寧が損なわれる事態が招来することも懸念されます。

このため、災害を受けた場合に、迅速に対応し、早急に復旧を果たす重要性は言を待ちませんが、被災が甚大なときには被災自治体のみでは対応できうるものではなく、近隣地域のみならず、広域的、全国的な支援・応援を受けることとなるかと存じます。とりわけ、生活排水の処理を主に農業集落排水施設により行っている農村地域あっては、地方自治体の規模が小さく、被災自治体のみの対応には限度があります。

しかしながら、他の機関に応援を依頼しても、即座に対応する準備態勢がなければ、応援の実行には相当な期間を要することになります。特に、農業集落排水施設に関する技術は一部で非常に専門的な部分があることから、必要な技術者の確保が、尚更、困難なものになるかと存じます。

このため、農業集落排水施設の整備及び維持管理に携わっている者の集まりである地域資源循環技術センターの会員に参加を募り、農業集落排水施設が被災した場合に互いに支援し応援しあうことを企図し、「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」を発起したものであります。どうか趣旨に賛同され参加して頂きたくご案内申し上げます。

平成 18 年 10 月 26 日

発 起 人

兵庫県朝来市

市長 井 上 英 俊

新潟県土地改良事業団体連合会

会長 磯 部 忠三郎

(社) 地域資源循環技術センター

理事長 田 中 忠 次

追記

趣意書に賛同され、別添の農業集落排水施設災害対策応援に関する協定に参加される方は、本協定文をご理解の上、別紙の参加申込書に署名及び押印をして、参加申込書を当センター宛に返送して下さい。

なお、この場合に、本協定の施行当初の運営会議(本協定の第4条に定める運営会議をいう。)の会議員は、平成19年2月又は3月に開催予定である当センターの理事会の開催時点での理事及び監事(当センターの会員でない理事は含まない。)のうち、会議員となることに同意して頂いた者とする事としたのでご了承下さい。

平成23年4月1日より、地域資源循環技術センター(JARUS)と農村環境整備センター(acles)が合併し、地域環境資源センターとなりました。